

Smart 道庁推進本部設置要綱

(趣旨)

第1 道政上の諸課題への的確な対応や持続的な道民サービスの提供と質的向上を図るため、Smart 道庁推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務改革に関すること。
- (2) 職員の働き方改革に関すること。
- (3) 内部統制に関すること（評価に関すること除く）。
- (4) (1)～(3)までに掲げる事項に係るICTの利活用に関すること。

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、総務部イノベーション推進局改革推進課の事務を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、イノベーション推進監をもって充てる。
- 4 本部員は、知事の事務部局の部長、会計管理者、総務部職員監、総合政策部次世代社会戦略監、総合振興局長、振興局長及び東京事務所長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じ本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第6 本部に幹事を置き、別表1に掲げる職にある者をもって充てる

- 2 幹事は幹事会を構成し、本部長の命令を受け本部の所掌事項を処理する。
- 3 幹事のうち別表1の2から6及び8から12までに掲げる者を定席幹事とする。
- 4 定席幹事は、定席幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する審議を行う。
- 5 幹事会の会議は、イノベーション推進局長が招集し、及び主宰する。
- 6 定席幹事の会議は、改革推進課長が招集する。
- 7 幹事会の会議及び定席幹事会の会議にはそれぞれの会議の構成員のほか、必要な職員を出席させることができる。

(専門部会等)

第7 所掌事項を円滑に処理するため、定席幹事会の下に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、別表2の左欄に掲げる専門部会について、当該右欄に定める所属に属する職員で構成する。
- 3 専門部会の会議には会議の構成員のほか、必要な職員を出席させることができる。
- 4 専門部会の下に、必要に応じ、関係所属の職員で構成するワーキングチームを置くことができる。

(本部の庶務)

第8 本部等、幹事会及び定席幹事会並びに専門部会の庶務は、総務部イノベーション推進局改革推進課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

- 2 この要綱は、所掌事項に関する状況等を踏まえ、毎年度、必要な措置を講じる。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

- 1 総務部イノベーション推進局長
- 2 総務部行政局文書課長
- 3 総務部イノベーション推進局改革推進課長
- 4 総務部イノベーション推進局改革推進課企画調整担当課長
- 5 総務部イノベーション推進局情報政策課長
- 6 総務部イノベーション推進局情報政策課情報基盤担当課長
- 7 総務部人事局人事課長
- 8 総務部人事局人事課職員活躍担当課長
- 9 総務部財政局財政課長
- 10 総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課長
- 11 出納局総務課財務システム企画室長
- 12 出納局財務指導課長
- 13 各部代表課長
- 14 各（総合）振興局総務課長
- 15 東京事務所行政課長

別表2

働き方改革 専門部会	総務部行政局文書課 総務部イノベーション推進局改革推進課 総務部イノベーション推進局情報政策課 総務部人事局人事課 総務部財政局財政課 総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課 出納局総務課 出納局財務指導課
内部統制推進 専門部会	総務部総務課 総務部行政局文書課 総務部イノベーション推進局改革推進課 総務部イノベーション推進局情報政策課 総務部イノベーション推進局財産課 総務部人事局人事課 総務部財政局財政課 出納局財務指導課